

19 不 服 審 査

(1) 異議申立て

区 分	申告 所得税	源泉 所得税	法人税	相続税	贈与税	消費税	法人 特別税等	地方 消費税	その他
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
本年度未決繰越件数	8	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度に 申立てた 件数	31	2	6	6	1	2	-	2	-
不作為に係るもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	39	2	6	6	1	2	-	2	-
みなす審査請求件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度 処 理 済	3	2	1	-	-	-	-	-	-
取下件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
棄却件数	26	-	5	6	1	2	-	2	-
全部取消件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部取消件数	5	-	-	-	-	-	-	-	-
変更その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	34	2	6	6	1	2	-	2	-
本年度未決繰越件数	5	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象：平成13年4月1日から平成14年3月31までの間における国税通則法および行政不服審査法に基づく「異議申立て」の事績
用語の説明：1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

(2) 審査請求

区 分	申告 所得税	源泉 所得税	法人税	相続税	贈与税	消費税	法人 特別税等	地方 消費税	その他
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
本年度未決繰越件数	20	-	27	6	-	10	4	4	-
本年度に 請求した 件数	13	-	2	3	1	-	-	-	4
不作為に係るもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みなす審査請求件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	33	-	29	9	1	10	4	4	4
本年度 処 理 済	-	-	-	2	-	-	-	-	-
取下件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下件数	-	-	-	-	-	-	-	-	2
棄却件数	12	-	24	2	-	9	4	3	-
全部取消件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部取消件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変更その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	12	-	24	4	-	9	4	3	2
本年度未決繰越件数	21	-	5	5	1	1	-	1	2

調査対象：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における国税通則法及び行政不服審査法に基づく「審査請求」の事績

酒 税		徴収関係	計	累 年 対 照					区 分		
免許等	その他			平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度			
件	件	件	件	件	件	件	件	件			
-	-	4	12	38	45	18	29	13	前年度未決繰越件数 処分に係るもの 不作為に係るもの 計	本年度に 申立てた 件数	本年度要 処理
-	-	6	56	120	135	127	68	61			
-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	10	68	158	180	145	97	74			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	みなす審査請求件数		
-	-	-	-	-	36	-	-	1	みなす取下件数	本年度 処理 済	
-	-	2	8	1	13	21	35	11	取下件数		
-	-	5	5	12	8	6	2	4	却下件数		
-	-	2	44	119	84	71	36	27	棄却件数		
-	-	-	-	1	1	2	-	-	全部取消件数		
-	-	-	5	13	-	-	6	2	一部取消件数		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	変更その他		
-	-	9	62	146	142	100	79	45	計		
-	-	1	6	12	38	45	18	29	本年度未決繰越件数		

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審理の対象にならないと判定したものをいう。

6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

7 取消し又は変更とは、原処分の一部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の一部を取り消した判定をいう。

酒 税		徴収関係	計	累 年 対 照					区 分		
免許等	その他			平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度			
件	件	件	件	件	件	件	件	件			
-	-	59	130	95	33	16	29	46	前年度未決繰越件数 処分に係るもの 不作為に係るもの 計	本年度に 請求した 件数	本年度要 処理
-	-	33	56	159	106	42	19	17			
-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	92	186	254	139	58	48	63			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	みなす取下件数	本年度 処理 済	
-	-	8	10	25	13	-	-	3	取下件数		
-	-	7	9	1	5	4	1	-	却下件数		
-	-	50	104	93	22	17	20	31	棄却件数		
-	-	-	-	-	-	1	9	-	全部取消件数		
-	-	1	1	5	4	3	2	-	一部取消件数		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	変更その他		
-	-	66	124	124	44	25	32	34	計		
-	-	26	62	130	95	33	16	29	本年度未決繰越件数		